

# 定 款

s a n t e c H o l d i n g s 株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、 s a n t e c Holdings 株式会社と称し、英文では、 s a n t e c Holdings Corporation と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

1. 光通信用部品の開発、製造及び販売
2. 光センサーの開発、製造及び販売
3. 半導体レーザーの応用製品の開発、製造及び販売
4. 画像処理装置の開発、製造及び販売
5. 情報通信機器の開発、製造及び販売
6. ソフトウェアの開発、製造及び販売
7. 不動産の賃貸借、管理、保有、運用
8. 医療機器の開発、製造及び販売
9. 上記各号に附帯関連する一切の業務

2 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県小牧市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、37,755,200株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、本店の所在地及びその隣接地のほか、名古屋市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、会社法第329条第3項により法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会はその決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額をもって、その責任を免除することができる。
- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

- 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

- 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 執行役員

(執行役員の選任)

- 第32条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置き、会社の業務執行を委ねることができる。
- 2 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。

(執行役員の業務監督)

- 第33条 取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行う。
- 2 執行役員は、前項によるほか業務の執行の状況を1ヶ月に1回以上、取締役に報告するものとする。
- 3 前項によるほか、取締役は、必要に応じて執行役員を取締役会に出席させ、業務の執行の状況を報告させることができる。

(執行役員の任期)

- 第34条 執行役員の任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役に準じるものとする。
- 2 取締役会は執行役員を任期の途中であっても解任することができる。

(利益相反取引の承認)

- 第35条 会社と執行役員が利益相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために会社の営業の部類に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。

(執行役員規程)

- 第36条 取締役会は、その他必要事項について、執行役員規程及び執行役員職務分掌規程を定めるものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

- 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

- 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限定の範囲で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

## 附則

(定款の効力発生に関する経過措置)

1. 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、当会社と s a n t e c A O C 株式会社、s a n t e c L I S 株式会社、s a n t e c O I S 株式会社、s a n t e c J a p a n 株式会社との吸収分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。本附則は、当該吸収分割の効力発生日の経過により削除する。